平成２３年（フ）第８号
茨城県取手市本郷１丁目19番９号
債務者　丸岡佳奈子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
茨城県稲敷市時崎249番地10
債務者　小川　喜代
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
茨城県稲敷市時崎249番地10
債務者　平栗美津子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２号
福井県敦賀市松葉町10番203号
債務者　張本　眞実
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第６３９号
長崎県長崎市横尾５丁目１番７―403号
債務者　森本　佳代
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５５号
長崎県長崎市江平１丁目２番30号
債務者　山口　安美
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６０号
長崎県長崎市小瀬戸町430番地
債務者　海山　美和
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３号
沖縄県浦添市沢岻１丁目27番９―305号サンヒルズ163
債務者　舩見　惠一
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５号
宮城県白石市白川津田字諏訪田57番地
債務者　福島　　勉
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第６号
宮城県白石市白川津田字諏訪田57番地
債務者　福島真由美
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１１号
宮城県大崎市古川新田字熊野堂前29番地
債務者　菅原　りさ
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
長野県塩尻市大字広丘野村1375番地21　コーポサークルワンＢ102、前住所長野県岡谷市神明町３丁目25番３号　白山団地63号
債務者　小林　麻美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３０号
長野県塩尻市大字広丘吉田914番地23　太田アーバン２―101
債務者　上条　将志
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６０号
大分市中央町３丁目２番26号　マイフ若草707
債務者　野尻　京子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５４８号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原1305番地の１新垣アパート202
債務者　荻堂　安夫
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１９号
宮城県大崎市古川稲葉字鴻ノ巣156番地５、従前の住所仙台市青葉区錦ケ丘八丁目27番地の23
債務者　大金　貴広
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第４号
岐阜県高山市江名子町2510番地11
債務者　山本　美香
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
三重県名張市赤目町檀101番地１　アドラブール１Ｂ
債務者　宮﨑久美子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
津地方裁判所伊賀支部